

○長野原町新田住宅設置及び管理に関する条例

平成22年12月3日
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、新田住宅の設置及び管理について、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第1項](#)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 新田住宅A及びB [第1条](#)の住宅及びその附帯施設

ア 家族向住宅 2人以上の世帯の方が申込みできる住宅をいう。

イ 単身者住宅 申込時の年齢満20歳以上から満60歳未満の独身者の者が申込みできる住宅をいう。

(2) 収入 [公営住宅法施行令\(昭和26年政令第240号\)第1条第3号](#)に規定する収入をいう。

(名称及び位置)

第3条 新田住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

住宅名	住宅種類	位置	戸数
新田住宅A	家族向住宅	長野原町大字応桑字新田1453番地4	1戸
新田住宅B 1号・2号	家族向住宅	長野原町大字応桑字新田1453番地4	2戸
新田住宅B 3号・4号	単身者住宅		2戸

(入居者の資格)

第4条 新田住宅に入居することができる者は、[次の各号](#)のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 町内に定住する意思のある者であること。

(2) 家族向住宅については、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者を含む。)があること。また、単身者住宅にあつては、独身者で現に住宅に困窮していると認められた者

(3) 入居を希望する者の収入が、当該住宅の家賃の3倍以上であること。

(4) その者、又は現に同居し、若しくは同居しようとする配偶者その他親族が[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律\(平成3年法律第77号\)第2条第6号](#)に規定する暴力団員でないこと。

(5) 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)を滞納していないこと。

(入居者の選考及び決定)

第5条 町長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき住宅の戸数を超えるときは、抽選により入居者を決定する。

2 町長は、[前項](#)の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

(入居補欠者)

第6条 町長は、[前条](#)の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに住宅入居の補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 [前項](#)の入居補欠者の資格の有効期間は1年以内とする。ただし、次回の入居者の公募が1年を超えたときは、その入居者が決定する日の前日までの間とする。

3 町長は、入居決定者が当該住宅に入居しないとき、又は現に住宅に入居中の者が次回の入居者公募の日以前に当該住宅を立退いたときは、[第1項](#)の入居補欠者のうちからその入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、[前条第2項](#)の規定を準用する。

(家賃の決定及び変更)

第7条 住宅の家賃は、規則で定めるものとする。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があるとき。

(2) 住宅相互の間における家賃の均衡上家賃を変更する必要があるとき。

(3) 住宅及び附帯施設について改良を施したとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第8条 町長は、[次の各号](#)のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において家賃の減免、又は徴収の猶予を必要と認める者に対しては、規則で定めるところにより当該家賃の減免、又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者(同居者を含む。以下[この条](#)において同じ。)の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が病気にかかり著しく生活が困難となったとき。
- (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他[前3号](#)に準ずる特別の事情があるとき。

(敷金)

第9条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2 町長は、敷金について、減免、又は徴収の猶予は行わない。

(住宅の明渡請求)

第10条 町長は、当該住宅の家族向住宅に入居した者が単身者となったときは、当該入居者に対し、当該住宅の明渡を請求することができる。

2 町長は、[前項](#)の規定に相当することにより[同項](#)の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃相当額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(その他の事項)

第11条 [この条例](#)に定めるもののほか、新田住宅の管理に関し必要な事項は、[長野原町町営住宅管理条例](#)の規定の例による。

(委任)

第12条 [この条例](#)の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成23年4月1日から施行する。